

墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																																																													
<p>（設置）</p> <p>第1条 協治（ガバナンス）を担う区民等が地域における交流及びコミュニティ活動を行う拠点とするため、墨田区地域プラザ（以下「地域プラザ」という。）を次の表のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八広地域プラザ</td> <td>東京都墨田区八広四丁目35番17号</td> </tr> <tr> <td>本所地域プラザ</td> <td>東京都墨田区本所一丁目13番4号</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">施 設</th> <th style="text-align: center;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">八広地域プラザ</td> <td>本館</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>屋内運動場</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>多目的運動場</td> <td>午前9時から午後8時まで</td> </tr> <tr> <td>外部コミュニティゾーン</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>その他区長が必要と認める施設</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td>本所地域プラザ</td> <td>会議室、小会議室、楽屋、学び合い体験室、調理室、多目的ホール、スタジオ、和室、レクリエーションコーナー、カフェ及びトレーニング室</td> <td>午前9時から午後9時まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他区長が必要と認める施設</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">休 館 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八広地域プラザ</td> <td>1月1日から同月3日まで 12月29日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td>本所地域プラザ</td> <td>指定管理者が区長の承認を得て定める日（1月につき1日）</td> </tr> </tbody> </table> <p>付記 第3号の規定は、八広地域プラザの外部コミュニティゾーンについては、適用しない。</p> <p>別表第3</p> <p>1 八広地域プラザ 本館</p>	名 称	位 置	八広地域プラザ	東京都墨田区八広四丁目35番17号	本所地域プラザ	東京都墨田区本所一丁目13番4号	名 称	施 設	利用時間	八広地域プラザ	本館	〔略〕	屋内運動場	〔略〕	多目的運動場	午前9時から午後8時まで	外部コミュニティゾーン	〔略〕	その他区長が必要と認める施設	午前9時から午後9時まで	本所地域プラザ	会議室、小会議室、楽屋、学び合い体験室、調理室、多目的ホール、スタジオ、和室、レクリエーションコーナー、カフェ及びトレーニング室	午前9時から午後9時まで		その他区長が必要と認める施設		名 称	休 館 日	八広地域プラザ	1月1日から同月3日まで 12月29日から同月31日まで	本所地域プラザ	指定管理者が区長の承認を得て定める日（1月につき1日）	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 〔同左〕</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八広地域プラザ</td> <td>〔同左〕</td> </tr> <tr> <td colspan="2">〔新設〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">施 設</th> <th style="text-align: center;">利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">八広地域プラザ</td> <td>本館</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>屋内運動場</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>多目的運動場</td> <td>〔同左〕</td> </tr> <tr> <td>外部コミュニティゾーン</td> <td>〔略〕</td> </tr> <tr> <td>その他区長が必要と認める施設</td> <td>〔同左〕</td> </tr> <tr> <td colspan="3">〔新設〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">休 館 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八広地域プラザ</td> <td>1月1日から同月3日まで 12月29日から同月31日まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定管理者が区長の承認を得て定める日（1月につき1日）</td> </tr> </tbody> </table> <p>付記 第3号の規定は、外部コミュニティゾーンについては、適用しない。</p> <p>別表第3</p> <p>1 八広地域プラザ 本館</p>	名 称	位 置	八広地域プラザ	〔同左〕	〔新設〕		名 称	施 設	利用時間	八広地域プラザ	本館	〔略〕	屋内運動場	〔略〕	多目的運動場	〔同左〕	外部コミュニティゾーン	〔略〕	その他区長が必要と認める施設	〔同左〕	〔新設〕			名 称	休 館 日	八広地域プラザ	1月1日から同月3日まで 12月29日から同月31日まで		指定管理者が区長の承認を得て定める日（1月につき1日）
名 称	位 置																																																													
八広地域プラザ	東京都墨田区八広四丁目35番17号																																																													
本所地域プラザ	東京都墨田区本所一丁目13番4号																																																													
名 称	施 設	利用時間																																																												
八広地域プラザ	本館	〔略〕																																																												
	屋内運動場	〔略〕																																																												
	多目的運動場	午前9時から午後8時まで																																																												
	外部コミュニティゾーン	〔略〕																																																												
	その他区長が必要と認める施設	午前9時から午後9時まで																																																												
本所地域プラザ	会議室、小会議室、楽屋、学び合い体験室、調理室、多目的ホール、スタジオ、和室、レクリエーションコーナー、カフェ及びトレーニング室	午前9時から午後9時まで																																																												
	その他区長が必要と認める施設																																																													
名 称	休 館 日																																																													
八広地域プラザ	1月1日から同月3日まで 12月29日から同月31日まで																																																													
本所地域プラザ	指定管理者が区長の承認を得て定める日（1月につき1日）																																																													
名 称	位 置																																																													
八広地域プラザ	〔同左〕																																																													
〔新設〕																																																														
名 称	施 設	利用時間																																																												
八広地域プラザ	本館	〔略〕																																																												
	屋内運動場	〔略〕																																																												
	多目的運動場	〔同左〕																																																												
	外部コミュニティゾーン	〔略〕																																																												
	その他区長が必要と認める施設	〔同左〕																																																												
〔新設〕																																																														
名 称	休 館 日																																																													
八広地域プラザ	1月1日から同月3日まで 12月29日から同月31日まで																																																													
	指定管理者が区長の承認を得て定める日（1月につき1日）																																																													

〔略〕

屋内運動場

〔略〕

多目的運動場

〔略〕

2 本所地域プラザ

区分	利 用 料 金		
	午 前	午 後	夜 間
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時30 分まで	午後5時30 分から午後9 時まで
会議室	2,400円	3,100円	3,100円
小会議室	1,700円	2,200円	2,200円
楽屋	700円	700円	700円
学び合い 体験室	1,300円	1,500円	1,500円
調理室	2,000円	2,400円	2,400円
多目的ホ ール	3,700円	4,400円	4,400円
スタジオ	2,000円	2,200円	2,200円
和室	2,400円	3,100円	3,100円
トレーニ ング室	1回2時間以内		220円
付帯設備	1件、1回につき 1,000円		

付記

- 次に掲げる時間を「午前」、「午後」又は「夜間」の区分に加えて利用承認時間とすることができる。この場合の「午前」、「午後」又は「夜間」の利用料金の額は、当該加える時間の区分に応じ次に定める額をそれぞれ加えた額とする。
 - 午前8時から午前9時まで 「午前」の利用料金の額の3割相当額
 - 正午から午後1時まで 「午後」の利用料金の額の3割相当額
 - 午後4時30分から午後5時30分まで 「夜間」の利用料金の額の3割相当額
 - 午後9時から午後10時まで 「夜間」の利用料金の額の3割相当額
- 「午前」と「午後」又は「午後」と「夜間」とを引き続き利用する場合の

〔略〕

屋内運動場

〔略〕

多目的運動場

〔略〕

〔新設〕

<u>中間時間については、1の加算額を徴収しない。</u>

付 則

- 1 この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の指定管理者による管理に係る必要な手続、準備行為等は、施行日前においても、この条例による改正後の墨田区地域プラザ条例の規定の例により行うことができる。